

車両運行管理支援のためのETC2.0特定プローブデータ配信サービスにおける 特定プローブ情報の利用及び取り扱い方針

国土交通省は、「車両運行管理支援のためのETC2.0特定プローブデータ配信サービス」の実施にあたり、本サービスの提供を受ける事業者等の車両に搭載されたETC2.0車載器※₁から特定プローブ情報を収集する場合における情報の利用や取り扱いの方針について次の通り定めます。

なお、国土交通省はこの取り扱い方針を変更することがあります。この場合には電子メールで通知します。

※₁：「ETC2.0車載器」は、「単独で動作するETC2.0車載器」と「ETC2.0対応カーナビと連動するETC2.0車載器」の両方を含みます。ETC2.0ではないETC車載器は本サービスの対象外です。

1. 特定プローブ情報

(1) ここで「特定プローブ情報」とは、ETC2.0車載器に記録された走行位置の履歴などの情報「プローブ情報」に、「車載器の特定に関する情報」を付与した情報で、道路管理者※₂が管理するDSRC路側無線機※₃との無線通信によりETC2.0車載器から収集される情報をいいます。

※₂：ここでは、国土交通省、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、福岡北九州高速道路公社及び広島高速道路公社をいいます。

※₃：道路管理者とプローブ情報の収集に関する協定等を結んだ者が管理するDSRC路側無線機を含みます。

(2) 「特定プローブ情報」として収集される情報は次の通りです。

- ・ ETC2.0車載器に関する情報（無線機に関する情報（製造メーカー、型番等）※₄）
- ・ 車両に関する情報※₅
- ・ 走行位置の履歴※₆
- ・ 急な車両の動きの履歴

※₄：車載器に対して固有に割り振られた車載器の特定に関する情報が含まれます。

※₅：車載器のセットアップの際にご提供いただいた車両情報です。自動車登録番号、車両番号が含まれます。ただし自動車登録番号、車両番号については4桁の一連番号は含まれません（例：「品川 500 あ 1234」では「1234」の部分は含まれません。）。

※₆：「業務支援用ETC2.0車載器」※₇を利用する場合には、走行開始地点や走行終了地点などの情報も含まれます。

※₇：「業務支援用ETC2.0車載器」とは、「電波ビーコン5.8GHz帯発話型ITS車載器向けデータ形式仕様書・解説書（（一財）道路新産業開発機構発行）」における「特殊用途用GPS付き発話型車載器」を示す。

2. 特定プローブ情報の利用目的

(1) 道路管理者は、特定プローブ情報をETC2.0を活用した車両運行管理支援のために利用します。

(2) 道路管理者は、特定プローブ情報をETC2.0を活用した車両運行管理支援の有効性検証等のために利用します。

(3) 道路管理者は、特定プローブ情報から車載器の特定に関する情報を除去したプローブ情報を、道路に関する調査・研究、道路管理の目的に利用します。

(4) 道路管理者は、(1)、(2)及び(3)の目的以外で特定プローブ情報を利用しません。ただし、法令に基づく場合を除きます。

3. 特定プローブ情報の収集

- (1) 道路管理者は、道路管理者が管理するDSRC路側無線機によって、特定プローブ情報を収集する場合があります。
- (2) 「ETC2.0対応カーナビとの組合せで動作するETC2.0車載器」の利用者は、設定により1.(2)で示す情報のうちカーナビゲーションに関する情報、走行位置の履歴、急な車両の動きの履歴について、提供の可否を選択することができます。※8※9
選択の方法はETC2.0対応カーナビの取扱説明書をご覧ください。

※8：カーナビゲーションに関する情報、走行位置の履歴、急な車両の動きの履歴を提供する機能の無いカーナビゲーションは該当しません。

※9：「単独で動作するETC2.0車載器」は該当しません。ETC2.0車載器を購入する前に、車載器の取扱説明書等によりあらかじめ確認し、購入するETC2.0車載器を選択してください。

4. 特定プローブ情報の第三者への提供

- (1) 道路管理者は、2.(1)、(2)及び(3)の目的のため、収集した特定プローブ情報を、車載器の特定に関する情報を除去した上で統計的に処理して、他の情報提供主体、大学等の研究機関、その他第三者に提供する場合があります。
- (2) 道路管理者は、ETC2.0車載器、DSRC路側無線機等の関係設備について、障害発生時の対応や、これらの研究・開発の目的のため、特定プローブ情報またはこれを統計的に処理した情報を、製造・開発メーカーに提供する場合があります。
- (3) 道路管理者は、(1)及び(2)以外で特定プローブ情報を第三者に提供しません。ただし、法令に基づく場合を除きます。

5. 特定プローブ情報の取り扱い等

- (1) 道路管理者は、特定プローブ情報を安全に管理し、情報の漏えい等の防止に努めます。
- (2) 道路管理者は、特定プローブ情報が不要となった時点で、当該特定プローブ情報を消去します。
- (3) 道路管理者は、特定プローブ情報の提供先における情報の安全管理について、提供先を適切に指導します。

6. 問い合わせ先

国土交通省 道路局道路交通管理課 ITS 推進室 03-5253-8111(代)